

## 役員等の費用支弁に関する規定

2025年6月4日制定

### (目的)

第1条 この規定は、日本小児麻酔学会（以下「この学会」という）の会務のための旅費、宿泊費の支弁について必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この規定における役員等とは、この学会の理事、監事及び学術集会会長、同副会長、各種委員会委員、並びに特に必要と認められた正会員をいう。

### (交通費)

第3条 この学会は、役員等が会務のための移動に要した費用を、交通費として支弁する。

### (交通費の算定)

#### 第4条

1. 原則として勤務地の最寄り駅から会務先の最寄り駅までの最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法によって旅行した場合の往復運賃によって計算される。
2. ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、それに要した経路及び方法によって計算する。
3. 一般乗用旅客自動車（タクシー）の利用は、以下の各号に該当するときに限り支弁する。
  - (1) 会務終了時に適当な交通機関の運行が終了しているとき
  - (2) その他、必要と認められるとき
4. 同一日又は連続する日に行われる複数の会務に出席したときは、会務の量にかかわらず1回の往復運賃を支弁する。

(宿泊費)

第5条 以下の各号に該当するときは、宿泊費を支弁する。

- (1) 会務が2日以上に及ぶとき
- (2) 会務終了時に適当な交通機関の運行が終了しているとき
- (3) その他、必要と認められ事前に申請されたとき

(宿泊費の算定)

第6条 宿泊費は、1泊につき室料、朝食代、税、サービス料を含む実費とする。  
学会開催期間に抛らず、宿泊費支給の上限は3日間とする。

(旅費・宿泊費の例外)

第7条 以下の各号に該当するときは、旅費、宿泊費を支弁しない。

- (1) この学会が主催する年次学術集会に併せて会務に出席するとき
- (2) この学会と密接な関係がある学会等の学術集会等に併せて行われる、この学会の会務に出席するとき

(支弁の例外)

第8条 次の各号の場合は、旅費、宿泊費を支弁しない。

- (1) この学会と密接な関係がある学会等の学術集会等に併せて行われる会務に出席する役員等が、当該学会等の会員である場合。
- (2) 同一日又は連続する日に行われる複数の会務に出席したときは、会務の量にかかわらず1回とする。

(規定の変更)

第9条 この規定は、理事会の議を経て、代議員会の承認により、変更する。

附則

1. この規定の施行に関し必要な事項は、細則として定める。
2. この規定は2025年6月4日から施行する。

